

米子市監査委員告示第5号

定期監査の結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年5月11日

米子市監査委員 陶 山 晃
米子市監査委員 野 坂 正 史
米子市監査委員 矢田貝 香 織

1 監査の対象

体育課

2 監査の範囲

主として平成28年4月1日から平成29年1月末日までに執行された財務に関する事務

3 監査期日

平成29年3月24日

4 監査を執行した監査委員

住田篤美・陶山 晃・矢田貝香織

5 監査対象の概要

体育課の課及び係の設置は別図のとおりで、所掌する事務は次のとおりである。

- (1) 社会体育の企画及び指導に関すること。
- (2) 体育施設の管理及び運営に関すること。
- (3) 次に掲げる都市公園（附属施設を含む。）の管理に関すること。

ア 東山公園

イ 河崎公園

ウ 日野川緑地

エ 日野川桜つつみ公園

オ 日野川堰緑地

また、平成28年度一般会計歳入歳出予算執行状況（平成29年1月末日現在）は別表のとおりであった。

6 監査の主眼点

予算の執行と経理事務、公有財産の管理事務及び物品の管理事務を重点とし、財務に関する事務が法令等に準拠して、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼に実施した。

7 監査の方法

全件又は抽出により関係書類の検査及び関係職員からの聴き取りを行い、必要に応じ実査した。

8 監査の結果

監査の結果については、次のとおりである。また、改善又は検討を要する事項については、当該箇所に述べるとおりである。

なお、事務処理上細部にわたる留意すべき事項は、監査の時点で口頭により指摘したので、本報告には省略した。

(1) 予算の執行と経理事務

ア 資金前渡に関する事務については、現金出納簿が作成されていなかったもの及び残金の返納が遅延していたものがあったので、米子市会計規則（平成17年米子市規則第44号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

イ 旅行に関する事務については、旅行命令書において、正当決裁者の決裁を受けていないものがあったので、米子市事務専決及び代決規程（平成17年米子市訓令第2号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

ウ 収入に関する事務については、次の不適切な処理があった。

(ア) 公園使用料及び行政財産使用料においては、納入通知書の作成が遅延しているものがあったので、米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(イ) 諸収入においては、調定がされていなかったもの及び調定年月日を誤っているものがあったので、米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

エ 報酬に関する支出事務については、適正に処理されていた。

オ 需用費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

カ 委託料に関する支出事務については、適正に処理されていた。

キ 賃借料に関する支出事務については、適正に処理されていた。

- ク 工事請負費に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- ケ 公有財産購入費に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- コ 備品購入費に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- サ 負担金及び補助金に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- シ 時間外勤務に関する事務については、時間外勤務手当の支給額を誤っているものがあったので、今後、適正に処理すること。なお、当該時間外勤務手当は、清算済みである。

(2) 公有財産の管理事務

- ア 公有財産台帳の整備に関する事務については、体育課の公有財産台帳副本と総務管財課の公有財産台帳正本とを照合した結果、登録事項が符合しないものがあったので、米子市公有財産規則（平成17年米子市規則第42号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。
- イ 行政財産の使用許可に関する事務については、適正に処理されていた。

(3) 物品の管理事務

- ア 備品の管理に関する事務については、備品台帳を基に、抽出により現品と照合した結果、符合しないものがあったので、米子市物品管理規則（平成17年米子市規則第47号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。
- イ 郵便切手類の管理に関する事務については、郵便切手類出納簿を基に、現品と照合した結果、郵便切手類出納簿が作成されておらず、また、施錠することができる場所に保管されていなかったため、米子市物品管理規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

別 図 組織図

体 育 課 — 体 育 係

別 表 平成28年度一般会計歳入歳出予算執行状況

(平成29年1月末日現在)

歳 入 (単位;円.パーセント)

費 目	予 算 現 額 A	調 定 額 B	収 入 済 額 C	収 入 未 済 額 B - C	C/A %	C/B %
土 木 使 用 料	106,000	116,212	106,412	9,800	100.4	91.6
教 育 使 用 料	537,000	10,680,114	10,680,114	0	1,988.8	100.0
教 育 費 国 庫 補 助 金	19,003,000	23,694,000	0	23,694,000	0.0	0.0
雑 入	17,726,000	17,901,775	11,609,823	6,291,952	65.5	64.9
教 育 債	64,300,000	0	0	0	0.0	—
合 計	101,672,000	52,392,101	22,396,349	29,995,752	22.0	42.7

歳 出 (単位;円.パーセント)

費 目	予 算 現 額 A	支出負担行為額 B	支 出 済 額 C	予 算 残 額 A - B	C/A %	C/B %
保健体育総務費	52,183,000	43,979,759	43,979,759	8,203,241	84.3	100.0
体 育 振 興 費	11,461,000	8,462,816	8,656,730	2,804,270	75.5	102.3
体 育 施 設 費	393,836,000	382,492,475	286,666,893	107,169,107	72.8	74.9
合 計	457,480,000	434,935,050	339,303,382	118,176,618	74.2	78.0